

目次

第1章	既判力の意義と機能	1
I	既判力とは	1
1	既判力の意義	1
2	既判力の根拠と本質	1
3	既判力が問題になる3つの場面	2
II	既判力か訴えの利益か	2
1	前訴が請求棄却判決の場合	3
(1)	基準時以前の事由と基準時後の事由	3
(2)	訴え却下判決か請求棄却判決か	5
2	前訴が請求認容判決の場合	6
(1)	訴えの利益の問題であること	6
(2)	Xの主張し得る訴えの利益に関する反論	8
(3)	後訴裁判所のすべき判決	8
III	訴訟物の同一性	9
1	最2小判平成9・3・14の事案の概要	9
2	原審（東京高判平成4・12・17判時1453号132頁）の判断の概要	11
3	最2小判平成9・3・14の判断	12
4	最2小判平成9・3・14の提起した問題点とその検討	13
(1)	既判力に関する主張の位置付けと遺産分割前の共有持分権の性質	13
(2)	訴訟物が同一であっても、既判力に抵触しないと解すべき例外を肯定すべきか	15
(3)	遺産分割前の共有持分権を主張できない相続人と遺産確認の訴えの原告適格	18
IV	訴訟物の先決関係	19
1	前訴の訴訟物が後訴の訴訟物の先決関係にある場合	19

2	最1小判昭和55・10・23の事案の概要	19
3	最1小判昭和55・10・23の判断の内容とその意義	22
(1)	最1小判昭和55・10・23の判断の内容	22
(2)	最1小判昭和55・10・23の意義	22
4	本件訴訟（後訴）の主張・立証の構造と前訴確定判決の既判力の主張の位置付け	23
5	後訴における訴訟物の選択と既判力の抵触	25
(1)	債権の登記請求権を後訴の訴訟物として選択した場合	25
(2)	物権変動的登記請求権を後訴の訴訟物として選択した場合	28
6	前訴の先決問題についての判断と既判力	29
(1)	最1小判昭和30・12・1の事案の概要	29
(2)	最1小判昭和30・12・1の判断の内容とその意義	31
V	訴訟物の矛盾関係	33
1	前訴の訴訟物と後訴の訴訟物とが矛盾関係にある場合とは	33
2	一物一権主義を媒介にした矛盾関係	33
3	確定判決によってした給付と不当利得返還請求または不法行為に基づく損害賠償請求	36
(1)	最1小判平成10・9・10の事案の概要	36
(2)	最1小判平成10・9・10の判断の内容	39
(3)	後訴の請求原因事実と前訴確定判決の既判力との関係	43
VI	既判力の基準時	45
1	既判力の基準時が問題になる場合	45
2	基準時後における形成権の行使	45
(1)	最2小判平成7・12・15の事案の概要	46
(2)	最2小判平成7・12・15の判断の内容	47
(3)	後訴の請求原因事実と前訴確定判決の既判力の主張の位置付け	49
3	形成権の行使以外の基準時後に発生した事実と既判力	50
(1)	交通事故の被害者が他原因で死亡した場合	50
(2)	最1小判平成11・12・20の判断	51
(3)	死亡後の介護費用と前訴確定判決の既判力	53

(4) 請求異議の訴え（後訴）の請求原因事実と既判力の主張の位置付け	54
Ⅶ 既判力の主観的範囲	57
1 当事者相対効の原則	57
2 当事者以外の第三者に及ぶ場合についての論点	57
3 口頭弁論終結後の承継人	58
(1) 最1小判昭和48・6・21を素材にした設例	58
(2) 最1小判昭和48・6・21の判断の概要	60
(3) 前訴と後訴の訴訟物と主張・立証の構造	61
(4) 前訴確定判決の既判力の拘束を受ける争点が後訴に存するか	63
(5) XはAの口頭弁論終結後の承継人に当たるか	64
(6) 前訴の口頭弁論終結後の承継人に当たるかどうかの判断枠組みと 民訴法115条1項3号の規定の意義	66
(7) 適格承継説（形式説・訴訟法説）の存在意義	67
(8) 民訴法115条1項3号の規定の意義	68
(9) おわりに	70
4 確定判決の反射的効力	70
(1) 反射的効力の意義	70
(2) 反射的効力という考え方と既判力本質論との関係	71
(3) 最1小判昭和51・10・21を素材にした設例	72
(4) 最1小判昭和51・10・21の判断の概要	74
(5) Xの提起した請求異議の訴えの主張・立証の構造と反射的効力 の主張の位置付け	76
(6) 保証債務履行請求訴訟において主債務不存在とする確定判決の反 射的効力を主張することの許否	77
(7) 最高裁判例と反射的効力	81
(8) 小括	83
第2章 処分権主義の意義と機能	84

I	処分権主義とは	84
1	処分権主義の意義と根拠	84
2	民訴法246条の位置付けと機能	84
3	処分権主義が問題になる3つの場合	85
II	訴訟物の異同が問題になる場合	85
1	訴訟物理論の相違が影響を及ぼす場合	85
(1)	最3小判昭和32・12・24を素材にした設例	86
(2)	最3小判昭和32・12・24の判断	87
(3)	合意解除に関する主張の意味と位置付け——不利益陳述と処分権主義——	88
2	訴訟物理論の相違が影響を及ぼさない場合	91
(1)	最3小判昭和36・2・28を素材にした設例	91
(2)	〈設例2-②〉における主張・立証の構造とYによる建物買取請求権行使の意味	92
(3)	Yによって建物買取請求権が行使され、留置権または同時履行の抗弁権のいずれかが行使された場合における判決主文——処分権主義との整合性いかん——	94
III	権利保護形式の種類等が問題になる場合	96
1	裁判所が原告の意思に拘束されることに争いのない事項	96
2	裁判所が原告の意思に拘束されるかどうかには争いのある事項——一時金賠償方式と定期金賠償方式——	97
(1)	最2小判昭和62・2・6判時1232号100頁の立場	97
(2)	東京高判平成15・7・29判時1838号69頁の立場	98
(3)	一時金賠償方式か定期金賠償方式かは訴訟物についての処分権主義の問題か	98
IV	権利保護の範囲が問題になる場合	99
1	一部認容判決をすべき場合	99
2	原告が一部弁済受領額を控除して残額の請求をする場合	100
(1)	最3小判昭和53・7・25判時909号45頁を素材にした設例	101
(2)	最3小判昭和53・7・25の判断	101

(3) 明示の一部請求における「外側説」と本最高裁判決との関係…………… 102

3 立退料の支払と引換えに建物の明渡請求を認容する判決…………… 105

(1) 最1小判昭和46・11・25の事案の概要…………… 105

(2) 最1小判昭和46・11・25の判断とその意義…………… 106

(3) 立退料の提供と処分権主義…………… 107

(4) 立退料の提供と主張・立証の構造…………… 108

(5) 引換給付判決をするために被告による権利主張を要するか…………… 113

第3章 弁論主義の意義と機能…………… 115

I 弁論主義とは…………… 115

1 弁論主義の意義と根拠…………… 115

2 弁論主義の内容をなす3つの規律…………… 116

II 弁論主義の第1の規律の対象——要件事実(主要事実)——…………… 117

1 主要事実と間接事実の区別…………… 117

2 主要事実かどうかの区別を誤った最高裁判決…………… 118

(1) 最2小判昭和25・11・10の事案の概要…………… 118

(2) 最2小判昭和25・11・10の判断の内容…………… 120

(3) 主張・立証責任の構造上の位置付け…………… 120

(4) 本最高裁判決の判断の正否…………… 122

(5) その他の若干の最高裁判決…………… 124

III 弁論主義の第1の規律に関する最高裁判例の緻密化…………… 125

1 所有権の移転経過の認定につき弁論主義違反とした最高裁判例の出現…………… 125

(1) 最3小判昭和41・4・12の事案の概要…………… 125

(2) 最3小判昭和41・4・12の判断…………… 127

(3) 主張・立証責任の構造上の位置付け…………… 128

(4) 最3小判昭和41・4・12の意味…………… 129

2 弁論主義の第1の規律についての最高裁判例の到達点…………… 130

(1) 最1小判昭和55・2・7の事案の概要…………… 130

(2) 最1小判昭和55・2・7の判断の内容	132
(3) Xらの主張した請求原因事実および原審認定事実の主張・立証責任の構造上の位置付け	133
(4) 最1小判昭和55・2・7の意義	136
(5) 差戻し後の控訴審判決とそれに対する上告審判決	136
IV 弁論主義の第2の規律——自白の拘束力——	138
1 はじめに	138
2 間接事実の自白と拘束力	138
(1) 最1小判昭和41・9・22の事案の概要	138
(2) 最1小判昭和41・9・22の判断	140
(3) 自白の成立した事実と主張・立証の構造	141
(4) 最1小判昭和41・9・22からのレッスン	143
3 補助事実の自白と拘束力	144
(1) 最2小判昭和52・4・15の事案の概要	144
(2) 最2小判昭和52・4・15の判断	148
(3) 自白の成立した補助事実と主張・立証の構造	149
(4) 文書全体の成立の真正についての自白が成立したとみるべきであるのか	151
(5) 最3小判昭和55・4・22からのレッスン	152
V 当事者と裁判所との間の役割分担——いわゆる不利益陳述——	154
1 はじめに	154
2 不利益陳述と弁論主義	154
(1) 最1小判昭和41・9・8の事案の概要	154
(2) 最1小判昭和41・9・8の判断	156
(3) 使用貸借契約成立の事実と両請求についての主張・立証の構造	158
(4) 最1小判昭和41・9・8の意義	163
VI 処分権主義および弁論主義の例外	163
1 形式的形成訴訟とは	164
2 境界確定の訴えと土地所有権との関係	165

3 境界確定の訴えの提起と係争地についての取得時効の中断効	166
(1) 最3小判平成元・3・28の事案の概要	166
(2) 最3小判平成元・3・28の判断	168
(3) 所有権移転登記手続請求（後訴請求）における前訴境界確定訴訟 の提起についての主張・立証の位置付け	170

第4章 積明権の意義と機能 174

I 積明権をめぐる問題の所在	174
1 積明権の意義と存在理由	174
2 積明権行使の対象、方法および類型	175
3 積明権の行使をめぐる2つの問題	176
II 積明権限の範囲——積明権の行使をめぐる第1の問題——	177
1 別個の訴訟物にわたる積明権限	177
(1) 最1小判昭和45・6・11の事案の概要	177
(2) 最1小判昭和45・6・11の判断	179
(3) 当初の訴訟物と積明の結果提出された訴訟物および請求原因事実 の異同	181
(4) 最1小判昭和45・6・11の意義	184
2 積明権の行使が事実審裁判所の権限の範囲の逸脱とされることはあ るか	185
(1) 事実審裁判所の権限の範囲の逸脱とされることはあるか	185
(2) 積明権の行使のしすぎが判決破棄の理由となることはあるか	187
III 積明義務違反となる場合 ——積明権の行使をめぐる第2の問題——	188
1 積明義務違反についての最高裁判例の変遷概要	188
2 主張の不明瞭をただす積明	190
(1) 最3小判昭和44・6・24の事案の概要	190
(2) 最3小判昭和44・6・24の判断	192
(3) 予備的請求につき、Xの主張した請求原因事実と積明権の行使	

により主張され得る請求原因事実	194
(4) 本最高裁判決が原判決を破棄することとした理由と本最高裁判決の意義	195
3 文書の成立に関する証拠の提出についての釈明	196
(1) 最1小判平成8・2・22の事案の概要	197
(2) 最1小判平成8・2・22の判断	198
(3) 本件の主張・立証の構造と釈明権を行使すべき事項	200
4 主張の補正と証拠の提出についての釈明	202
(1) 最1小判平成17・7・14の事案の概要	202
(2) 最1小判平成17・7・14の判断	205
(3) 本件の主張・立証の構造と釈明権を行使すべき事項	206
IV 釈明義務違反の判断枠組み	209
1 釈明の種類と釈明義務の有無	209
2 釈明義務違反の考慮要素	210
3 まとめ	212
第5章 証拠法の主要論点	214
I 争点整理と事実認定	214
1 争点整理	214
(1) 争点整理の意義と目的	214
(2) 民訴法の用意する争点整理手続	215
2 争点整理表作成の実践——主張と証拠との有機的関連の認識	215
(1) 事案の概要	216
(2) 争点整理表の作成例	217
(3) 争点整理表作成時の検討	218
〈資料〉争点整理表(〈設例5-①〉)	217
3 事実認定と経験則	220
(1) 事実認定の意義	220
(2) 民事訴訟における事実認定の特徴	221

(3) 証明度の意義と最高裁判例の立場	221
(4) 経験則の意義と機能	222
II 証拠能力と証拠力	223
1 証拠能力	223
(1) 証拠能力の意義	223
(2) 反対尋問を経ない供述の証拠能力	223
(3) 違法収集証拠の証拠能力	225
2 証拠力	227
(1) 証拠力の意義	227
(2) 文書の形式的証拠力と2段の推定	228
〔図1〕 2段の推定	229
(3) 文書の実質的証拠力	231
III 主張・立証責任を負わない当事者の事案解明義務	232
1 問題の背景——情報（証拠）偏在型訴訟	232
2 最1小判平成4・10・29民集46巻7号1174頁〔伊方原発訴訟判決〕 の出現	233
(1) 最1小判平成4・10・29の事案の概要	233
(2) 最1小判平成4・10・29の判断の概要	234
(3) 専門技術的裁量を伴う行政処分取消訴訟における司法審査の 方法	235
(4) 裁量処分の違法性（評価根拠事実）の主張・立証責任	237
3 主張・立証責任を負わない当事者の事案解明義務	238
(1) 事案解明義務という考え方	238
(2) 我が国の民事裁判実務の工夫と事案解明義務との関係	239
(3) 事案解明義務に違反したときの効果	241
(4) 本判決と事案解明義務	242
4 事案解明義務に係る判断の判決理由中の位置付け	242
IV 証拠提出義務	243
1 はじめに	243
(1) 裁判所の事実認定の精度と証拠の質・量	243

(2) 文書提出義務の一般義務化と最高裁への許可抗告制度の創設	243
2 文書提出義務とその主張・立証責任	244
3 銀行の保有する資料と自己利用文書	245
(1) 最2小決平成19・11・30民集61巻8号3186頁〔八十二銀行事件〕 の事案の概要	245
(2) 最2小決平成19・11・30の判断	247
(3) 自己利用文書該当性の判断枠組み	248
(4) 金融機関の貸出稟議書と自己利用文書該当性	249
(5) 自己査定資料と自己利用文書該当性	250
(6) 最2小決平成19・11・30の意義	253

第6章 重複訴訟禁止の意義と機能 254

I 重複訴訟禁止の制度趣旨	254
II 禁止される重複訴訟の要件	255
III 当事者の同一性	255
1 原則形態——当事者双方が同一である場合——	255
2 例外形態——当事者が同一でなくても、同一性ありとされる 場合——	256
(1) 最3小判昭和48・4・24の事案の概要	256
(2) 最3小判昭和48・4・24の判断	258
(3) 2つの問題——重複訴訟禁止の原則と当事者適格——の本件にお ける位置付け	259
(4) 2つの問題についての本最高裁判決の解決策	263
IV 審判対象の同一性	265
1 同一性判定の基準を訴訟物に求めるかどうか	265
2 債務不存在確認の訴えと給付の訴え	266
(1) 最1小判平成16・3・25の事案の概要	266
(2) 最1小判平成16・3・25の判断	268
(3) 2つの問題——訴えの利益と重複訴訟禁止の原則	269

(4) 本訴と反訴の主張・立証の構造	269
V 訴訟係属の有無および後訴の提起	271
1 相殺の抗弁と重複訴訟禁止の原則	271
2 別訴先行型と重複訴訟禁止の原則	272
(1) 最3小判平成3・12・17民集45巻9号1435頁の事案の概要	272
(2) 最3小判平成3・12・17の判断とその意義	275
(3) 2つの訴訟における主張・立証と重複訴訟禁止の原則の本件における位置付け	276
3 別訴先行型であっても重複訴訟禁止の原則にふれない場合	278
(1) 最2小判平成18・4・14の事案の概要	278
(2) 最2小判平成18・4・14の判断とその意義	280
(3) 相殺の抗弁と予備的反訴	281
4 抗弁先行型と重複訴訟禁止の原則	283
(1) 東京高判平成8・4・8の事案の概要	284
(2) 東京高判平成8・4・8の判断とその意義	285
(3) 仮定抗弁かそうでないかによって別訴提起の扱いを別異にすべきか	287

第7章 一部請求訴訟の意義と機能 289

I 一部請求訴訟をめぐる問題のいろいろ	289
1 一部請求訴訟の意義	289
2 一部請求訴訟を受容すべき制度的必要性	289
3 一部請求が問題になる主要な場面	290
II 一部請求訴訟後の残部請求の許否	291
1 最2小判平成10・6・12の事案の概要	291
2 最2小判平成10・6・12の判断とその意義	294
3 後訴が信義則違反に当たるとどうかの争点の位置付け	296
III 一部請求の「明示」と残部請求が許される「特段の事情」	298
1 最1小判平成20・7・10の事案の概要	299

2	最1小判平成20・7・10の判断とその意義	301
3	最2小判平成10・6・12にいう「特段の事情」の存否	303
IV	一部請求訴訟における主張・立証	303
1	一部請求訴訟と相殺の抗弁	303
(1)	外側説、内側説、按分説	303
(2)	最高裁による外側説の採用	306
(3)	外側説と既判力	308
2	一部請求をする理由についての陳述の意味	309

第8章 多数当事者紛争と訴訟形態 313

I	はじめに	313
II	共同所有関係と訴訟形態	313
1	共有者の提起する訴訟	313
(1)	最1小判昭和46・10・7民集25巻7号885頁の事案の概要	313
(2)	最1小判昭和46・10・7の判断とその構成	315
(3)	固有の必要的共同訴訟かどうかの区別と実体法上の権利の性質	316
(4)	訴えの取下げに関するYの主張の意味と位置付け	319
2	共有持分権に基づく請求	321
(1)	所有権移転登記請求、抹消登記請求	321
(2)	返還請求	321
(3)	共同訴訟の形態	321
3	共有者間の訴訟と共同訴訟の形態	322
(1)	遺産確認の訴え	322
(2)	遺産確認の訴えの意義	323
(3)	他に相続人がいるとのYの主張の意味と位置付け	324
(4)	固有の必要的共同訴訟であること	325
4	共有者を相手方とする訴訟	326
(1)	債権的登記請求権を行使した場合	326
(2)	物権的登記請求権を行使した場合	330

(3) 所有権に基づく返還請求権を行使した場合	333
(4) 賃借権の確認を求める場合	336
Ⅲ 共同訴訟についての審判	340
1 通常共同訴訟と必要的共同訴訟	340
2 共同訴訟人独立の原則——当然の補助参加を認めるか——	342
(1) 最1小判昭和43・9・12を素材とした設例の概要	342
(2) 最1小判昭和43・9・12の判断とその構成	344
(3) 主張・立証の構造	345
(4) 第1審と控訴審判決の問題点	347
3 同時審判申出共同訴訟	348
(1) 民訴法41条創設の趣旨と機能	348
(2) 同時審判の申出をすることのできる共同訴訟	349
Ⅳ 補助参加制度の意義と機能	353
1 はじめに	353
2 要件についての問題——「訴訟の結果について利害関係を有する」とは——	354
(1) 「訴訟の結果」と訴訟物との関係	355
(2) 法律上の利害関係と事実上の利害関係	358
3 参加的効力の性質——既判力との異同——	363
(1) 最1小判昭和45・10・22を素材とした設例の概要	363
(2) 最1小判昭和45・10・22の判断の概要	365
(3) 主張・立証の構造	367
(4) 参加的効力の主張の位置付けと機能	369
4 参加的効力の客観的範囲と主観的範囲	370
(1) 最3小判平成14・1・22の事案の概要	371
(2) 最3小判平成14・1・22の判断の概要	372
(3) 主張・立証の構造	374
(4) Xの参加的効力の主張の意味と位置付けおよび後訴の控訴審の判断の正否	375
Ⅴ 独立当事者参加制度の意義と機能	377

1 独立当事者参加訴訟の特徴	377
2 権利主張参加の要件	378
(1) 最3小判平成6・9・27の事案の概要	378
(2) 最3小判平成6・9・27の判断の概要	381
(3) 参加の要件に係る争点の位置付けと独立当事者参加訴訟の構造	382
(4) 不動産の二重譲渡事例における独立当事者参加の許否	383
(5) 最3小判平成6・9・27における主張の構造と参加の要件	386
(6) 本件参加の申出は詐害防止参加（法47条1項前段）の要件を満たすか	389

第9章 訴訟承継の意義と機能 390

I 法律関係（権利義務）の移動と訴訟手続	390
1 はじめに	390
2 訴訟承継の種類と問題点	391
(1) 訴訟承継の種類	391
(2) 訴訟承継の問題点	391
II 「係争物の承継」とは	392
1 「訴訟承継の承継人」と「口頭弁論終結後の承継人」	392
2 訴訟承継の承継人の範囲	393
(1) 最3小判昭和41・3・22を素材にした設例	393
(2) 最3小判昭和41・3・22の判断の概要	396
(3) XのYに対する請求（訴訟物）とXのZに対する請求（訴訟物）、各請求の主張・立証の構造	398
(4) Aの承継人としてZに対して訴訟引受けを命じることの正否	401
(5) 「当事者適格の移転」または「紛争の主体たる地位の移転」として定式化することの適否	402
(6) 承継人は従前の訴訟状態に拘束される立場に立ってもおかしくない第三者であるか	404

第10章	確認訴訟の意義と機能	406
I	確認訴訟とは	406
1	確認訴訟の意義	406
2	確認訴訟の機能	406
3	確認の利益	407
II	確認対象の選択の問題その1——証書真否確認の訴え——	408
1	民訴法134条の規定の存在意義	408
2	遺言書の真否確認の訴えが妥当する紛争の範囲	409
(1)	事案の概要	409
(2)	遺言書の真否確認訴訟の主張・立証の構造	410
(3)	証書真否確認の訴えと意思無能力との関係	412
III	確認対象の選択の問題その2——遺言無効確認の訴え——	413
1	過去の法律行為の効力の確認と遺言無効確認の訴え	413
2	遺言無効確認の訴えの適否	413
3	遺言無効確認の訴えと遺言書の真否確認の訴えの守備範囲の差	415
IV	紛争解決手段としての適切さの問題	417
1	補充性の原則	417
2	遺産確認の訴えと補充性の原則	418
(1)	最1小判昭和61・3・13を素材にした設例	418
(2)	最1小判昭和61・3・13の判断の概要	419
(3)	共有持分確認の訴えになく遺産確認の訴えには存する紛争解決機能	421
V	紛争の成熟性の問題	424
1	紛争の成熟性とは	424
2	推定相続人の提起する遺言無効確認の訴えと紛争の成熟性	425
(1)	最2小判平成11・6・11判時1685号36頁の事案の概要	425
(2)	最2小判平成11・6・11の主張・立証の構造	426
(3)	最2小判平成11・6・11の判断の概要	428

第11章 判決によらない訴訟の終了……………431

I	訴訟終了原因の全体像……………	431
II	訴訟上の和解……………	432
1	和解の種類……………	432
	(1) 裁判外の和解（私法上の和解）……………	432
	(2) 裁判上の和解……………	432
	〔図2〕 和解の種類……………	433
2	訴訟上の和解の性質……………	433
3	訴訟上の和解の効力……………	434
	(1) 「確定判決と同一の効力」とは？……………	434
	(2) 訴訟上の和解の瑕疵の主張方法……………	436
4	訴訟上の和解の解除と訴訟終了効……………	437
	(1) 最1小判昭和43・2・15民集22巻2号184頁を素材にした事案の概要……………	437
	(2) 最1小判昭和43・2・15の判断の概要……………	439
	(3) 後訴におけるYの重複訴訟に係る主張の意味と位置付け……………	440
	(4) 訴訟上の和解が解除された場合の主張方法……………	441
	(5) 意思表示の瑕疵と解除の双方を主張する場合の主張方法……………	443
III	訴えの取下げ……………	444
1	訴えの取下げの意義・要件・効果……………	444
2	訴えの取下げと意思表示の瑕疵との関係……………	444
3	終局判決後の訴えの取下げと再訴禁止効……………	445
4	再訴が禁止される「同一の訴え」とは……………	446
	(1) 最3小判昭和52・7・19の事案の概要……………	446
	(2) 最3小判昭和52・7・19の判断の概要……………	448
	(3) Y ₁ に対する前訴と後訴の訴訟物および請求原因事実、前訴の控 訴審における訴えの変更の訴訟法上の性質……………	449
	(4) 民訴法262条2項にいう「同一の訴え」とは……………	452
IV	請求の放棄・認諾……………	455

1 請求の放棄・認諾の意義と効果…………… 455
2 請求の放棄・認諾の要件…………… 455

第12章 司法権の限界と法律上の争訟…………… 457

I 司法権の限界…………… 457
II 法律上の争訟の意義…………… 457
III 宗教団体における紛争と法律上の争訟…………… 458
1 問題の所在…………… 458
2 最高裁判例の判断の枠組み…………… 459
IV 法律上の争訟の問題その1——訴訟物レベル——…………… 460
1 住職の地位は法律上の地位か…………… 460
 (1) 最3小判昭和55・1・11民集34卷1号1頁の事案の概要…………… 460
 (2) 最3小判昭和55・1・11の判断の概要…………… 462
 (3) 法律上の争訟と主張・立証の構造…………… 464
2 檀徒の地位は法律上の地位か…………… 467
 (1) 宗教法人における檀徒の地位…………… 467
 (2) 宗教上の地位としての檀徒の地位は確定されないこと…………… 469
V 法律上の争訟の問題その2——争点レベル——…………… 469
1 贈与の意思表示の錯誤と信仰の対象の価値等の判断…………… 469
 (1) 最3小判昭和56・4・7民集35卷3号443頁の事案の概要…………… 469
 (2) 最3小判昭和56・4・7の判断の概要…………… 471
 (3) 主張・立証の構造その1——本件における多数意見と寺田裁判官
 の意見との紛争解決上の相違——…………… 474
 (4) 主張・立証の構造その2——多数意見と寺田裁判官の意見とで紛
 争解決の結論に大きな相違がある場合——…………… 477
2 宗教問題についてのその他の解決方法の提案…………… 479
・ 事項索引…………… 482
・ 判例索引…………… 489
・ 著者略歴…………… 496